人事マネジメント実務法研究会のご案内

最新の労働判例分析、雇用トラブルの解決調整技法、理想の人事マネジメントの構築など、雇用と組織人事のトピックについて、労働法や組織論に関心のある弁護士と労働法担当の法科大学院教員が一緒に考え、アイデアを交換する研究会が始まりました。

その名は「人事マネジメント実務法研究会」。実態は「労働判例＋労働法＋α」勉強会です。

１回２時間弱の研究会。主催は鹿児島大学法科大学院と鹿児島県弁護士会の会員有志です。

研究会を通じて、実務に直結する旬の専門情報を交換し、役立てましょう。

第3回　人事マネジメント実務法研究会

2012年9月7日（金） 18:30－20:00

鹿児島県弁護士会館 （鹿児島市易居町２番３号） 2F 203会議室

判例解説：ライフ事件（大阪地判平成 23･5･25 労判 1045 号 53 頁）*

東芝（うつ病・解雇）事件（東京高判平成 23･2･23 労判 1022 号 5 頁）*

弁護士　 正込 健一朗 先生 （あまみ法律事務所）

業務過多を主因とする労働者の精神疾患が多数発生しています。「頑張れよ」「早く回復せよ」という使用者のメッセージがかえって負担になる同疾患について、企業はどのような配慮をするのがよいのでしょうか。業務上の疾患に対して、企業はどんなルールに基づき、どのような処遇をとるのがベストなのでしょうか。立場を換えれば、労働者は企業に最低限どのような処置を求めることができるのでしょうか？

仕事が原因で精神疾患を発症し、長期の休業措置のあと解雇されたり、自動退職とされたりした労働者の裁判例を手掛かりにして、企業が採るべき労働者のメンタルヘルス対策、労働能力が低下した労働者の事後処遇の在り方などを、正込健一朗先生にご解説頂きます。

主催：鹿児島大学法科大学院 司法政策研究センター 鹿児島県弁護士会会員有志

後援：雇用構築学研究所／雇用構築学ゼミナール（鹿児島大学大学院司法政策研究科）

参加料：　無料

参加申込：前日までに電子メールか電話でお申し込み下さい。当日資料をお渡しします。*

鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター（担当 久木野）

電話 099－285－3908　　電子メール　ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

研究会に関するお問い合わせは、
法科大学院教員 紺屋博昭 （こんやひろあき）
までお気軽にどうぞ。
電話099－285－7621です。

＊ 判決文のコピーは参加者でご用意下さい。
入手困難な場合はご連絡下さい。

第1回人事マネジメント実務法研究会の模様